

大阪市博物館機構の利益処分にかかる市長の承認（経営努力認定）について

1 「経営努力認定」にかかる市長の承認について

- (1) 市長の承認を受けようとする額は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（総務省告示）」により、地方独立行政法人の「経営努力によって生じた」とされる額として認められる必要がある。
- (2) 具体的に、その額（利益）は以下によるものとされている。
- ① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じたもの
 - ② 中期計画（年度計画）を実施（効率的実施）したうえで、費用減少により生じたもの
 - ③ その他地方独立行政法人の経営努力によることを立証したもの

2 「経営努力認定」と評価委員会の関わりについて

事業年度ごとに市長が法人の経営努力を認定する際には、事業評価の結果及び評価委員会における中期計画（年度計画）の実施状況（達成状況）にかかる委員からの意見等を、経営努力認定の参考とする。

3 「経営努力認定」にかかる基準について

1の（2）に加えて、以下の要件を満たした際に「経営努力認定」にかかる市長の承認を行うものとする。

- ① 原則として中項目事項の合計点（100点）のうち6割（60点）以上を達成（行うべき事業を行ったと判断することができ、その上で発生した剰余金であることから、経営努力によるものと認定できる。）
- ② 評価委員会の年度毎の総評として、「事業が好調である」旨の評価を得ていること

【参考】

○ 地方独立行政法人法（抄・平成 15 年法律第 118 号・最近改正 平成 29 年 6 月）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（後略）

（利益及び損失の処理等）

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

（後略）

○ 地方独立行政法人会計基準及び注解（総務省告示・抄）

第72 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考）

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたときれる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。
- 3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること
 - (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかつたために費用が減少したと認められる場合を除く。）
 - (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること

○ 大阪市地方独立行政法人大阪市博物館機構評価委員会条例（抄・平成30年3月条例第1号）

（所掌事務等）

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、法第28条第1項（同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する部分を除く。）の規定により市長が評価を行う場合における市長への意見の申述をつかさどる。

2 委員会は、前項の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。